

令和4・5・6年度  
一般競争参加資格審査申請書提出要領

[ 物品製造等 ]

日本下水道事業団

## 目 次

第1.	業種区分	1
第2.	申請の時期及び場所等	2
第3.	提出書類等	3
第4.	競争参加資格申請ができない者	5
第5.	資格審査結果の通知	6
第6.	資格の有効期間	6
第7.	申請書提出後の変更等	6
(様式及び提出書類の記載要領)		
様式1	一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）	8
付表	営業所一覧表	1 1
提出書類の記載要領		1 2
記載例	様式1 一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）	1 5
記載例	付表 営業所一覧表	1 8
様式2	一般競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）	1 9
記載例	様式2 一般競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）	2 0
(別表)	業種区分及び主な営業品目対象	2 1

## 第1. 業種区分

日本下水道事業団が発注する物品等の販売（卸売・小売）又は製造・役務の提供・買受けの業種区分については、次に掲げるとおりとします。

なお、各業種区分の具体的な営業品目については、別表「業種区分及び主な営業品目対象表」を参照して下さい。

業 種 区 分		
1. 物品等の販売 (卸売・小売) 又は製造	1－(イ)	建設・建築材料（セメント、木材、石材、アスファルト等及び二次製品を含む）、空調機材、衛生機材
	1－(ロ)	繊維製品、皮革製品
	1－(ハ)	事務用品、事務機器類（OA機器を含む）、家具類
	1－(ニ)	印刷製本
	1－(ホ)	燃料、潤滑油、油脂類
	1－(ヘ)	車両、建設用機械、船舶
	1－(ト)	電気機器、通信機器、情報処理機器
	1－(チ)	試験・測量・測定・観測・監視機器
	1－(リ)	その他
2. 役務の提供	2－(イ)	集計、計算、調査研究
	2－(ロ)	ソフトウェア、情報処理・提供サービス
	2－(ハ)	映画・ビデオ製作、広告、企画、広報、催事運営
	2－(ニ)	写真、製図、複写
	2－(ホ)	運送
	2－(ヘ)	翻訳、通訳
	2－(ト)	建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備 その他の設備の保守・点検管理
	2－(チ)	賃貸借
	2－(リ)	その他
3. 買受け	3－(イ)	物品
	3－(ロ)	建設用機械

## 第2. 申請の時期及び場所等

### 1 定期の一般競争参加資格の申請

定期の一般競争参加資格の申請（以下「定期の申請」という。）は、郵送で申請する方法により受け付けます。

**※ 持参による申請は受け付けませんので、注意して下さい。**

提出時期	郵送先
令和4年1月7日（金）～ 令和4年2月1日（火）	〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル 日本下水道事業団経営企画部会計課 宛 電話：03-6361-7804（ダイヤルイン）

- (1) 提出時期（令和4年2月1日（火）の消印有効）に上記の郵送先へ申請書類を郵送して下さい。

提出期限を過ぎて郵送により申請された場合は、随時受付となりますので注意して下さい。

- (2) 郵送にあたっては、申請書類郵送の封筒の表・左下には、朱書きで「資格審査申請書類（物品製造等）在中」と明記し、提出書類等を『書留郵便』で郵送して下さい。

### 2 随時の一般競争参加資格の申請

定期の申請期間以降に申請された場合には、随時の申請の扱いとなります。郵送で申請する方法により受け付けます。

**令和4年2月2日（水）（消印）以降に申請する場合には、次の郵送先に送付して下さい。**

〒113-0034  
東京都文京区湯島2-31-27  
湯島台ビル  
日本下水道事業団経営企画部会計課 宛  
電話：03-6361-7804（ダイヤルイン）

**※ 持参による申請は受け付けませんので、注意して下さい。**

### 第3. 提出書類等

#### 1 提出書類の内容等

提出書類は次表のとおりです。詳細については、各提出書類の記載要領に従い作成し、1部提出してください。

書類番号	提出書類等	区分
1	一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）（以下「申請書」という。） （付表：営業所一覧表含む。）	様式1
2	営業経歴書	任意様式
3	登記事項証明書又はその写し（申請者が法人の場合）	添付書類
4	身元証明書又はその写し（申請者が個人の場合）	添付書類
5	財務諸表類（申請者が個人の場合はこれに類する書類）	添付書類
6	納税証明書の写し[国税通則法施行規則別紙第9号書式その3（個人及び法人の場合）、その3の2（個人の場合）、同書式その3の3（法人の場合）のいずれか]	添付書類
7	一般競争参加資格申請書受理票用はがき 受付の有無の確認が必要な場合は、はがきに返信先の住所、商号又は名称、担当者の所属・氏名を記入のうえ、同封してください。受付印を押印して返送致します。	

#### ① 書類番号1 一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）

日本下水道事業団ホームページよりダウンロードして下さい。

掲載場所 [http://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu\\_buppin.html](http://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_buppin.html)

#### ② 書類番号2 営業経歴書

申請者が自ら作成している会社の沿革、組織、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類をいいます。作成時点は必ずしも資格審査申請書を提出する日の属する年の1月1日（以下「審査基準日」という。）である必要はありませんが、少なくとも審査基準日前1年以上遡るものでないようして下さい。上記内容が記載されていれば、会社案内等でも結構です。

#### ③ 書類番号3 登記事項証明書又はその写し（申請者が法人の場合）

法人が提出する登記事項証明書とは、法務局等に登記された「株式会社登記簿」等（「商業登記法」（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げ

るもののいずれかをいう。)に記録されている事項の証明書です。

#### ④ 書類番号 4 身元証明書又はその写し (申請者が個人の場合)

個人が提出する身元証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が契約を締結する能力を有しない者 (未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものについては、この限りではない。)及び破産者で復権を得ない者でないことについての証明書 (身分証明書) です。

#### ⑤ 書類番号 5 財務諸表類 (申請者が個人の場合はこれに類する書類)

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (個人にあつては、これらに類する書類であつて営業用純資本額に関する書類及び収支計算書) をいう。

#### ⑥ 書類番号 6 納税証明書の写し

(A) 添付書類として納税証明書その3等の写しのいずれか一枚を提出して下さい。

(B) 提出する納税証明書の区分

(ア) 国税通則法施行規則 別紙第9号書式 (その3)

個人の場合… 申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

法人の場合… 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

(イ) 国税通則法施行規則 別紙第9号書式 (その3の2)

個人の場合の申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

(ウ) 国税通則法施行規則 別紙第9号書式 (その3の3)

法人の場合の法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書

\*できる限り (イ) 又は (ウ) の証明書を提出して下さい。

\* (ア) の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる (不足する) 場合には、受け付けることができませんので注意して下さい。

(C) 納税証明書その3等は税務署において定めた様式によるものとし、証明月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものを提出して下さい。

## 2 申請書の確認

(1) 提出された書類が、すべて揃っていることを確認のうえ、同封された受理票用はがきに受付印を押印して返送します (はがき同封の場合のみ)。

提出書類の記載内容に不備や誤記等がある場合には、ファックスで不受理通知を発送します。

不受理通知には不受理となった理由を簡潔に表示してありますので、詳細については、会計課の担当者にお問い合わせのうえ、必要に応じて補正の手続きを行って下さい。この手続を行わないと競争参加資格の認定ができませんので、ご注

意下さい。

- (2) 提出書類郵送後10日間を過ぎても受理通知もしくは不受理通知の連絡のない場合は、日本下水道事業団経営企画部会計課までお問い合わせ下さい。
- (3) 提出書類は、問い合わせに応じられるように複写等で控えておいて下さい。

### 3 書類の記載について

- (1) 各提出書類の記載要領及び記載上の注意点に従って作成して下さい。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語等
  - ① 提出する書類等については、日本語で作成して下さい。
  - ② 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国通貨換算率により換算して得た邦貨額を記載して下さい。
- (3) 記載にあたっては、ペン、ボールペン又はゴム印を用いて、明瞭に記載して下さい。

### 4 書類の留め方

書類番号順に1から順次揃えてホッチキス留め又は紐で綴って下さい。ただし、書類番号7はクリップ等で留めて下さい。なお、ファイルにとじ込む必要はありません。また、添付書類はA4にして下さい（拡大・縮小コピーや書類折り込みを含む。）

#### 第4. 競争参加資格申請ができない者

次の欠格要件に該当する者は、資格審査申請書を提出することができません。

《欠格要件》

1. 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
2. 令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に次の（1）から（5）までに掲げる行為をした者
  - (1) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 発注者が行う検査又は監督を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
3. 前2号に該当する者が役員である法人
4. 第1号及び第2号に該当する者が支配人である個人
5. 経営状態が著しく不健全であると認められる者
6. 一般競争参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項又は事実について

て虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

## 第5. 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、当事業団のホームページに「有資格者公表名簿」を掲載することにより通知に代えることとしていますので、認定通知書の発行は致しません。

## 第6. 資格の有効期間

資格認定の日から令和7年3月31日までとします。

## 第7. 申請書提出後の変更等

### 1 通常の変更等の届出

申請書提出後に次の場合に該当するときは、速やかに次表の提出書類等を日本下水道事業団経営企画部会計課まで郵送して提出して下さい。

#### (1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者が次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の理由で解散したとき
- ⑤ 廃業したとき
- ⑥ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき

#### (2) 有資格者が次の事項を変更した場合

- ① 住所
- ② 商号又は名称
- ③ 法人である場合において代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- ④ 電話番号（FAX番号を含む。）
- ⑤ 営業所の名称、所在地及び電話番号（FAX番号を含む。）並びに営業所の新設又は廃止

変 更 事 項		書 類 番 号
① 住所		8・9
② 商号又は名称		8・9
③ 代表者の氏名	法人である場合	8・9
	個人である場合	8・10
⑤ 営業所の名称、所在地及び電話番号		8・11



書類 番号	提出書類等	区分
8	一般競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）	様式2
9	「登記事項証明書の写し」	添付書類
10	「住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し」	添付書類
11	住所を確認できる公的書類（「登記事項証明書の写し」、「建設業法第11条の規定による変更届出書の写し」等）	添付書類



※受付番号

※業者コード

16	①一般競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算				③直前1年度分決算				④直前2か年間の年間平均実績高(千円)									
		年 年	月から 月まで (千円)	年 年	月から 月まで (千円)	年 年	月から 月まで (千円)	年 年	月から 月まで (千円)										
製 造 等 実 績 高																			
		合 計																	

※受付番号

※業者コード

17 自 己 資 本 額	区 分	直前決算時 (千円)
	① (うち外国資本) 株 主 資 本	
	② 評価・換算差額等	
	③新株予約権	
	④ 計	

19 外 資 状 況	1 外国籍会社 [国名: ]
	2 日本国籍会社 [国名: ] (比率: 100%)
	3 日本国籍会社 [国名: ] (比率: %)
	[国名: ] (比率: %)

18 経営 状況	流 動 比 率	流 動 資 産 ( 千円)	× 100 =	(%)
		流 動 負 債 ( 千		

20 営業 年数 等	① 創 業	② 休業又は転(廃)業の期間	③現組織への変更	④営業年数 (年)
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	

21常勤職員の数 (人)			
うち役員等数			

22 設備の 額(千円)	① 機 械 装 置 類	② 運 搬 具 類	③ 工 具 そ の 他	④ 合 計

23 主要 設備 の 規模	
---------------------------	--

※ 審査結果

業 種 区 分	実 績 高	資 本 額	流 動 比 率	職 員 数	営 業 年 数	設 備 の 額			総 合 数 値	等 級	順 位

付 表

※受付番号

※業者コード

## 営 業 所 一 覧 表

営業所名称	郵便番号	所 在 地	電 話 ・ F A X 番 号		
			市 外 局 番	市 内 局 番	番 号
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				
( )	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>				

記載要領

- 1 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、( )内に連絡担当者を記載すること。
- 2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 3 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。

# 様式及び提出書類の記載要領



- ⑤ 「12 電話番号」及び「13 FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( ) は用いないこと。  
 なお、電話番号については、実際に契約を担当する者に直通する番号を記入して下さい。

(例)

0	3	-	6	3	6	1	-	7	8	0	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- (4) 「14 希望する製造等の種類」欄については、該当する番号に○印を付す。  
 また、「2 販売」及び「3 買受け」の場合には、申請者の主な業種、取扱品目により該当する記号 (a. b. c. d) に○印を付す。
- (5) 「15 希望する営業品目等」欄については、別表の業種区分のコード番号 (1-(イ) ~ 3-(ロ)) を記載する。
- (6) 「16 製造等実績高」の各欄については、次により記載する。

ア「① 一般競争参加資格希望業種区分」欄には、別表の業種区分のコード番号 (1-(イ) ~ 3-(ロ)) を記載する。

イ「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、一般競争参加資格希望業種区分ごとに実績高を記載する (決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。 ) 。

なお、「③直前1年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算の年平均をそれぞれいう。

また、直前2年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、次の例により算定して下さい。

(例1) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合。

	C	B	A		
	12か月	12か月	9か月		
決算日	決算日	決算日	決算日	審査基準日	

直前2年の各営業年度の合計月数・・・A+B = 21か月

不足月数・・・・・・・・・・・・・・・・・・24か月 - 21か月 = 3か月

計 算 式・・・・・・・・
$$\frac{A+B+(C \times 3 \div 12)}{2}$$
 = 直前2年間の年間平均実績高

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合。

計算式・・・・・・・・各営業年度の実績高の合計 ÷ 2 = 直前2年間の年間平均実績高

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合。・・・移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績 (ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります。) も実績に含めて下さい。



- (7) 「17 自己資本額」の各欄については、次により記載する。
- ア 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加えて自己株式を減じた額（有限会社である場合においては出資払込、出資申込証拠金）を組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。
- また、外資系企業の場合は、「①株式資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載して下さい。
- イ 「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額があった場合には、その合計額を記載する。
- ウ 「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合には、その額を記載する。
- エ 個人にあっては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。
- (8) 「18 経営状況」の「流動比率」欄は、直前1年度分決算によって記載して下さい。
- なお、比率は小数点以下第一位までの数値を記載する。（小数点以下第二位の数値を四捨五入）
- (9) 「19 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（123のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。
- なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (10) 「20 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争への参加を希望する業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間で、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。
- (11) 「21 常勤職員の数」欄は、基準日の前日において常時雇用している従業員の数（法人にあっては常勤役員の数を含む。個人にあっては事業主を含む。組合にあっては組合の役員と組合員の常勤職員との合計）をそれぞれ記載し、下段に役員又は事業主の数を内数で記載する。
- (12) 「22 設備の額」欄については、製造を希望する場合にのみ、次の区分により貸借対照表に掲げられた金額を記載する。「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下この項において「規則」という。）の適用がない申請者については、これに準じて記載する。
- ア 「① 機械装置類」 規則第23条第1項第3号の項目に該当するもの
- イ 「② 運搬具類」 規則第23条第1項第4号及び第5号の項目に該当するもの
- ウ 「③ 工具その他」 規則第23条第1項各号のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号以外の各号の項目に該当するもの
- (13) 「23 主要設備の規模」欄は、「22 設備の額」欄の記載対象とされた設備の中から、希望する営業品目に係る主要なものの名称、能力及び台数を記載する。



※受付番号

※業者コード

16	①一般競争参加資格 希望業種区分	②直前2年度分決算		②直前1年度分決算		④直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)														
		年 年	月から 月まで (千円)	26年 27年	4月から 3月まで (千円)							年 年	月から 月まで (千円)	27年 28年	4月から 3月まで (千円)					
製 造 等 実 績 高	1-(ハ)				300,000				400,000						3	5	0	0	0	0
	1-(ニ)				100,000				200,000						1	5	0	0	0	0
	2-(イ)				50,000				60,000							5	5	0	0	0
		その他申請外				11,000				12,000						1	1	5	0	0
						損益計算書上の売上高と一致させる														
	合 計				461,000				672,000						5	6	6	5	0	0

※受付番号

※業者コード

17 自 己 資 本 額	区 分	直前決算時 (千円)
	① (うち外国資本) 株主資本	( ) 24,000
	② 評価・換算差益等	135,000
	③ 新株予約権	50,000
④ 計	185,000	

貸借対照表等  
より記入

19 外 資 状 況	1 外国籍会社 [国名: ]
	2 日本国籍会社 [国名: ] (比率: 100%)
	3 日本国籍会社 [国名:イギリス ] (比率: 50%)
	[国名: ] (比率: %)

18 経営 状況	流 動 比 率	流 動 資 産 ( 460,000千 ) 流 動 負 債 ( 280,000千 )	$\times 100 =$	1 6 4 . 3	(%)
----------------	------------	--	----------------	-----------	-----

20 営業 年数 等	① 創 業	② 休業又は転(廃)業の期間	③ 現組織への変更	④ 営業年数 (年)
	平成5年4月1日	年 月 日から 年 月 日まで	平成10年10月1日	1 6

21 常勤職員の数 (人)	5 6 7
	うち役員等数 1 5

22 設備の 額(千円)	① 機 械 装 置 類	② 運 搬 具 類	③ 工 具 そ の 他	④ 合 計
	9 8 7 6	2 7 1 6	1 0 9 8	1 3 6 9 0

23 主要 設備 の 規模	〇〇印刷機 3台		××印刷機 2台	
	製造を希望する場合に記			

※ 審査結果

業 種 区 分	実 績 高	資 本 額	流 動 比 率	職 員 数	営 業 年 数	設 備 の 額	総 合 数 値	等 級	順 位

記載例

付表

※受付番号

※業者コード

## 営 業 所 一 覧 表

営業所名称	郵便番号	所 在 地	電 話 ・ F A X 番 号		
			市 外 局 番	市 内 局 番	番 号
本店	113-0034	東京都文京区湯島 2-3-1-27	03	6361	7804
(上水 二郎)				5805	1804
東北支店	980-0802	宮城県仙台市青葉区二日町 9-1-5	022	225	1923
(中水 三郎)				225	1924
関東支店	113-0034	東京都文京区湯島 2-3-1-27	03	6361	7804
(中水 四郎)				5805	1804
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					
( )					

担当者の名前は必ず記入してください

電話番号は契約を担当する者に直通する番号を記入してください

記載要領

- 1 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、( )内に連絡担当者を記載すること。
- 2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 3 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。

様式2

一 般 競 争 参 加 資 格 審 査 申 請 書 変 更 届 (物品製造等)

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

登 録 業 種 区 分

資 格 認 定 公 表 年 月 日 令 和 年 月 日

業 者 番 号 第 号

法 人 番 号

住 所 〒 ー

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

下表のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

(※) 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

一 般 競 争 参 加 資 格 審 査 申 請 書 変 更 届 (物品製造等)

令和 年 月 日

変更届の提出日

有資格者名簿に記載されている「業種区分」

登録業種区分

日本下水道事業団 理事長 殿

資格認定公表年月日 令和 年 月 日

有資格者名簿に記載されている「認定日」と「業者コード」

業 者 番 号 第 号

法 人 番 号

住 所 〒 ー

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

下表のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・代表者変更	・〇〇 〇〇	・×× ××	変更年月日
・住所変更	・東京都文京区湯島〇-〇〇-〇〇	・東京都文京区湯島×-××-××	

2 変更事項に係る添付書類名

(※) 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

受付印が必要な場合は、受理票用はがき又は  
変更届の写しと返信封筒(切手貼付)の同封をお願いします。

## 別表

## 業種区分及び主な営業品目対象表

業種区分	主な営業品目
1. 物品等の販売「卸売・小売」又は製造(改造、修理を含む)	
(イ)建設・建築材料、空調機材、衛生機材 建設・建築材料	セメント、材木、石材、アスファルト、砂利、コンクリート、鉄、乳材、鋳物、モルタル、合材、建材、ブロック、ワイヤー、ロープ、チェーン、銅管、銅矢板、形鋼、電線ケーブル、塩化カルシウム、保安防災用品(道路標識、カーブミラー、デリネーターポール、ガードレール、ネットフェンス、ハリケーン等)塗料、スノーポール、発光道路鋲等
空調機材	空調装置、空気清浄装置、ボイラー等
衛生機材	環境衛生機器(うがい器、消毒機器、トイレ)、節水装置、浄水器、消臭器、医療機器、防疫剤、焼却炉、肥料、除草剤、貯水槽等
(ロ)繊維製品、皮革製品	繊維製品、皮革製品、作業服、制服、防寒服、白衣、靴、雨衣等
(ハ)事務用品、事務機器類、家具類 事務用品	印章(印鑑、ゴム印)、用紙、封筒、フィルム、ネームプレート、文房具、コンピュータソフト等
事務機器類	OA機器(パソコン、ワープロ、ファクシミリ)、タイムレコーダー、印刷機、複写機、机、穿孔機、文書裁断機、製本機、黒板、掲示板、書架、棚、金庫、キャビネット、椅子、製図機、電卓、カメラ、スライド、引伸機、写真用具等
家具	家具
(ニ)印刷製本	凸版(活版)印刷、平版(オフセット)印刷、一般印刷、軽印刷(オフセット、タイプ)、グラビア(凹版)印刷、特殊印刷、カーボン印刷、フォーム印刷、地図印刷等
(ホ)燃料、潤滑油、油脂類	揮発油、重油、軽油、灯油、LPガス、グリース、プロパンガス、オイル等
(ヘ)車両、建設用機械、船舶 車両	自動車、トラック、バス、オートバイ等
建設用機械	パワーショベル、油圧ショベル、ブルドーザー、ベルトコンベヤ、トラクタ、クレーン、フォークリフト、掘削機、ディーゼルエンジン(内燃機器)、ポンプ、清掃車、散水車、草刈車、除雪車、圧雪整正機、応急組立橋等
船舶	船舶、ヘリコプター
車両等用品	上記車両、建設用機械、船舶の付属品、タイヤ、タイヤチェーン、バッテリー工具類、充電器、洗車機、洗車用品等
(ト)電気機器、通信機器、情報処理機器 電気機器	家電製品(テレビ、ビデオデッキ、クリーナー、照明器等)、マイクロホン、信号灯、ストーブ、冷水機、充電機、発電機、電源設備、変圧器、配電機、整流機、電圧調整器、受配電設備、自家発電装置、視聴覚機器、火災報知器、無停電電源装置、集中監視システム機器、監視用カメラ、直流電源装置、蓄電池、電光式情報盤等
通信機器	無線通信装置(複信、単信)、アンテナ、分配器、端局装置、衛星通信装置、交換装置(構内電話交換機、電話機等)、移動体通信装置、遠方監視装置、画像符号化装置、テレメータ装置、レーダ雨雪量装置、模写伝送装置、写真伝送装置、応答装置(電話応答通報装置等)、放送設備等
情報処理機器	大型コンピュータ、サーバ、バーコードシステム、ワークステーション、画像処理装置、周辺機器等
(チ)監視機器 試験機器	試験機、水質分析器、工業計器、分析器機、理化学機器等
測量機器	測量計、レベル、トランシット、経緯儀等



業 種 区 分	主 な 営 業 品 目
測 定 機 器 観 測 機 器 監 視 器 機 (リ)その他	測定機、大気汚染測定機器、データ集録処理機器、水処理機器、強震計、土圧計、加速度センサー、トラックスケール等 流速計、水位計、雨量計、風向計、気圧計、感震計等 水質汚濁監視機器等 ・家庭金物、家庭用品、什器、漆器、厨房機械器具 ・消防用品 ・室内装飾品、ステンドグラス、壁画、カーテン、寝具 ・地図、書籍 ・スポーツ用品、楽器、遊具 ・時計、カップ、徽章、杯、賞状盆、記念品 ・清掃用品、トイレトペーパー ・酒類、食料品、茶、コーヒー ・医薬品 ・園芸資材、植木 ・工作機械、産業機械(建設用機械を除く)、海洋汚染防止用機械 ・放射線防護用品 ・酸素、窒素、アルゴン ・薬品(脱水、脱臭、脱硫、分析用等) ・梱包用品 ・電気の供給 ・模型、標識等
2. 役務の提供	
(イ)集計、計算、調査研究 集    計 計    算 調 査 研 究 (ロ)ソフトウェア、情報処理 ・提供サービス (ハ)映画・ビデオ製作、広告、 広報、企画、催事運営 (ニ)写真、製図、複写 (ホ)運送 (ヘ)翻訳、通訳 (ト)建物若しくは工作物又 は冷暖房設備、電気通 信設備その他の設備の 保守・点検管理 (チ)賃貸借	資料収集整理等 土量・流量等計算等 調査研究(市場、都市、交通、世論等)、環境アセスメント、分析、解析(水質、大気、データ)、測定(騒音等)、海洋計測データ解析等 ソフトウェア、プログラム等のシステム開発・保守、パンチ、データ、ワープロ、光ディスク等の入力等 ビデオ、スライド等を含む映画(教育、広報、記録等)、広告、企画(イベント、シンポジウム、デザイン)、会場設営、イベントの運営、パンフレット作成等 写真[建築、航空、マイクロ、青(陽画)]の現像、焼付、撮影業務、地図の作成、コピー、トレース、カラー複写等 運送(自動車、航空機等による旅客輸送を含む) 翻訳、通訳 ・冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機器設備、給排水設備、防火排煙設備 ・電気設備 ・機械設備(エレベーター、水門設備、揚排水ポンプ設備等) ・受変電設備(自家発電等) ・機械運転 ・清掃、消毒、駆除、洗浄、散布作業 ・警備、受付 ・庭園管理 ・通信設備(多重無線、交換機、放送) ・監視装置、測定装置、各種自動制御装置等 OA機器(ワープロ、ファクシミリ、パソコン等)、情報処理機器(電算機等)、通信機器(電話器等)、複写機、冷暖房機器、監視装置、計測機器、電気機器、医療機器、家具、事務用品、自動車、航空機、建設用機械、産業用機器、仮設物(トイレ)、テント、植木等

業 種 区 分	主 な 営 業 品 目
(リ)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング、寝具乾燥</li> <li>・人材派遣(通訳、秘書、キーパンチャー等)</li> <li>・速記</li> <li>・運行管理(車両等)</li> <li>・給食業務</li> <li>・旅行業</li> <li>・製作(展示装飾、パネル、模型)</li> <li>・施設、工作物の製作・設置</li> <li>・内装作業(畳、襖、絨毯、カーテン、幕等の設置、更新等)</li> <li>・建物等の修理、修繕</li> <li>・保管</li> <li>・テープの記録・編集</li> <li>・電話交換業務</li> <li>・廃棄物処理等</li> <li>・メール・サービス</li> <li>・監査</li> <li>・マネジメントコンサルタント</li> <li>・下水処理場機械運転管理</li> </ul>
3. 買受け	
(イ)物品	鉄屑、非鉄金属屑、機械工具、古紙、家具等
(ロ)建設用機械	重機、ブルドーザー等